

津久見市教育委員会
会 議 議 案

令和 8年 5月 25日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1 会 期 令和8年5月25日(月) 午後2時00分から

2 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 案

議案第6号 津久見市立学校小規模特認校就学の許可について ……3

議案第7号 津久見市旧第二中学校校舎の利活用に係る社会実験
実施要綱制定について ……4

議案第8号 予算の補正について ……6

(3) 報 告

① 4、5月の行事報告について ……7

② 5、6月の主な行事予定について ……8

(4) その他

① 次回の委員会開催日程について ……8

(5) 閉 会

(2) 議 案

議案第 6 号 津久見市立学校小規模特認校就学の許可について

学 校 名		学 年	
児 童 ・ 生 徒 名			
保 護 者 名			
住民票による住所			
居 所			
期 間			
通 学 理 由	保 護 者		
所 見	在 籍 学 校 長		
	小 規 模 特 認 学 校 長		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 8 年 5 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第7号 津久見市旧第二中学校校舎の利活用に係る社会実験
実施要綱制定について

【制定理由】

現在閉校し市の普通財産となっている旧津久見市立第二中学校の校舎について、公民館機能の移転を基準とした社会教育に関連する学びの場や地域の交流拠点となる複合公共施設としての利活用を検討するにあたり、旧第二中学校校舎のうち管理教室棟の貸付けを行い、今後の在り方を検証する社会実験を行うため。

津久見市旧第二中学校校舎の利活用に係る社会実験実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、現在閉校し市の普通財産となっている旧津久見市立第二中学校の校舎について、公民館機能の移転を基準とした社会教育に関連する学びの場や地域の交流拠点となる複合公共施設としての利活用を検討するに当たり、旧第二中学校校舎のうちの管理教室棟（以下「旧校舎」という。）の貸付けを行い、今後の在り方を検証する社会実験を行うため、津久見市公有財産規則（令和4年津久見市規則第12号。以下「規則」という。）及び津久見市公民館条例（昭和39年津久見市条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、旧校舎の貸付け及び管理等社会実験の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 旧校舎を使用した社会実験に係る施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称（仮称）	所在地
旧第二中校舎コミュニティセンター	津久見市元町11番29号

（管理）

第3条 旧第二中校舎コミュニティセンターは、津久見市が管理する。

2 市長は、旧第二中校舎コミュニティセンターに管理人を置くことができる。

（使用の承認）

第4条 旧校舎の施設及び設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、旧第二中校舎コミュニティセンター使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（休館日）

第5条 旧第二中校舎コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 土曜日、第1、第3、第5日曜日、国民の祝日及び毎月の第2、第4月曜日

（使用時間）

第6条 旧校舎を使用可能な時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

（貸付料）

第7条 規則第18条に規定する旧校舎の貸付料は、条例別表研修室の項の規定を適用する。

2 前項の貸付料は、使用承認のときに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、徴収を延期若しくは猶予又は貸付料の減免をすることができる。

（貸付料の減免）

第8条 前条第2項及び規則第18条第3項の規定により、貸付料の減免を受けようとする使用者は、旧第二中校舎コミュニティセンター貸付料減免申請書（第2号様式）を市長に提出し

なければならない。

2 貸付料を減免できる条件及び減免率は、次表のとおりとする。

減免できる場合	減免の率
1 区(津久見市区設置条例施行規程(昭和47年津久見市規程第6号)別表に定める自治組織をいう。)、市、県及び国が使用するとき。	100分の100
2 市が指定する施設の機能移転を行う団体が使用するとき。	100分の100
3 社会教育関係団体等が主催して使用するとき。	100分の50

(貸付料の不返還)

第9条 既納の貸付料は返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて旧校舎の使用を中止した場合であつて、市長が返還することを相当と認めた場合は、既納の貸付料の全部又は一部を返還することができる。

(使用制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは使用を承認しない。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備(敷地内の旧校舎以外の部分のものを含む。以下同じ。)を破損するおそれがあると認めたととき。
- (3) 営利を目的とするものと認めたととき。
- (4) 旧第二中校舎コミュニティセンターの運営に支障があると認めるとき。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、既に許可したもので、使用者がこの要綱の規定に違反したと判断したときは、使用の承認の取消し又は停止をすることができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあつても、市は、その責を負わない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(原状回復等の義務)

第13条 使用者は、その使用を終わったとき、停止されたとき又は使用を取り消されたときは直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者は、その使用を終わったとき、市が実施するアンケートへの回答等本社会実験に係る調査に協力しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属設備を破損し、紛失したときは使用者が賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第1項第12号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則(昭和62年教育委員会規則第4号)第2条第2項第7号により議決を求める。

令和8年5月25日

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮 一

議案第8号 予算の補正について

○一般会計予算

(歳入)

科目	補正額	補正理由・内容
衛生費国庫補助金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)	2,666 千円	津久見中学校体育館空調設備 設置事業(設計費)計上のため
学校施設整備事業債	4,800 千円	津久見中学校体育館空調設備 設置事業(設計費)計上のため
諸収入	1,200 千円	市民図書館施設命名権決定に 伴う収入

(歳出)

科目	補正額	補正理由・内容
学校建設費 (脱炭素先行地域づくり事業 委託料)	7,491 千円	津久見中学校体育館空調設備 設置に伴う調査設計委託料
保健給食費 (学校給食一般管理費 補助金)	189 千円	学校給食費無償化に伴う学校給食 費給付金(保戸島中学校生徒分)
図書館費 (図書館一般管理費 使用料)	83 千円	市民図書館施設命名権決定に伴う 歳出(フロアマット使用料)
図書館費 (図書館一般管理費 備品購入費)	1,172 千円	市民図書館施設命名権決定に伴う 歳出(館内施設用備品)

①4月、5月の行事報告について

4月27日	月	・教育委員会定例会 ・令和8年度津久見櫛の実会総会
4月28日	火	・校長面談（堅徳小→青江小→津久見小→学校支援センター→千怒小→津久見中）
4月29日	水	昭和の日
4月30日	木	・令和8年度津久見市教育研究協議会全体会 ・校長面談（保戸島中）
5月3日	日	憲法記念日 ・津久見市文化協会「春の文化祭」
5月4日	月	みどりの日
5月5日	火	こどもの日
5月6日	水	振替休日
5月7日	木	・第3回校長会議 ・伴走支援チームとのミーティング
5月8日	金	・第2回教頭会議 ・令和8年度第1回文化財調査委員会 ・津久見市人権・部落差別解消推進教育研究会総会
5月10日	日	・津久見櫛の実少年少女合唱団第44回定期演奏会
5月12日	火	・小学校修学旅行（1日目）
5月13日	水	・小学校修学旅行（2日目）
5月15日	金	・教育長・教育委員学校訪問（津久見小・支援センター→千怒小）
5月16日	土	・令和8年度津久見中学校体育祭 ・第52回津久見市町内対抗ナイターソフトボール大会開会
5月19日	火	・令和8年度大分県市町村教育委員会連合会総会 ・令和8年第1回津久見高校学校運営協議会
5月20日	水	・令和8年度津久見市スポーツ少年団総会
5月21日	木	・教育長・教育委員学校訪問（堅徳小→保戸島中） ・令和8年度第1回津久見中学校学校運営協議会
5月24日	日	・令和8年度津久見市史談会年次総会・講演会
5月25日	月	・教育委員会定例会

②5月、6月の主な行事予定について

5月26日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長・教育委員学校訪問（津久見中→青江小） ・令和8年度第1回津久見小学校学校運営協議会 ・令和8年度津久見市スポーツ協会理事会
5月27日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度津久見市青少年健全育成市民会議総会
5月28日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回青江小学校学校運営協議会
5月29日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第3回超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方検討委員会 ・令和8年度第1回堅徳小学校学校運営協議会
5月30日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度大分地区スポーツ推進委員研修会
6月1日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・高校教育課協議 ・大分教育事務所学校訪問（堅徳小→千怒小、津久見中）
6月2日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回千怒小学校学校運営協議会 ・大分教育事務所学校訪問（青江小→津久見小） ・令和8年度第1回就学支援委員会
6月3日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度臼津地区租税教育推進協議会
6月4日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回社会教育委員 ・大分教育事務所学校訪問（保戸島中） ・第4回校長会議
6月5日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・庁議 ・第3回教頭会議
6月8日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・津久見高校地域振興協議会 令和8年度第1回役員会
6月10日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育庁義務教育課長来所
6月15日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年第2回市議会定例会開会
6月19日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度第1回津久見市生徒指導連絡協議会
6月23日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回市議会定例会一般質問
6月24日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回市議会定例会一般質問
6月25日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回市議会定例会社会文教建設委員会 ・教育委員会定例会

(4) その他

①次回の委員会開催日程について

(5) 閉 会